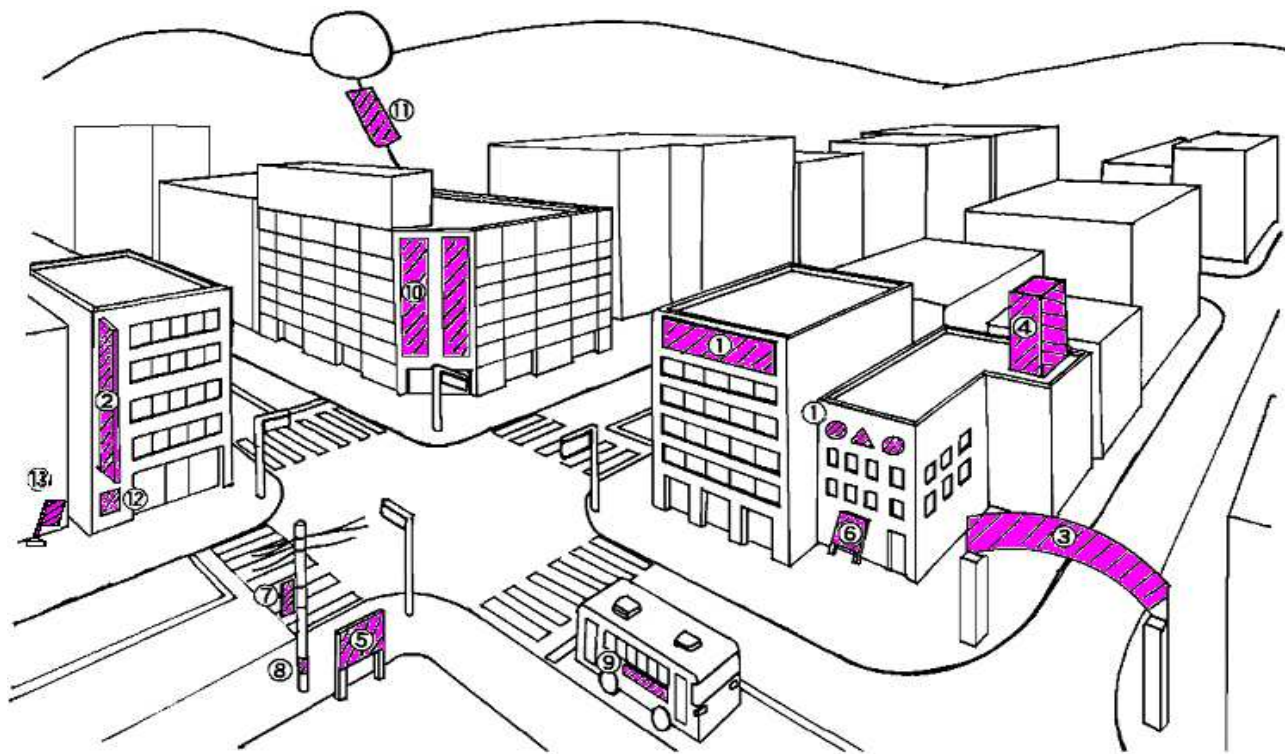


屋外広告物を 設置するには 許可申請が 必要です!!!

※違反した場合、30万円以下の罰金に処せられることがあります。
(広島県屋外広告物条例第四十三条)



屋外広告物の例：上図①壁面広告②突出し看板③アーチ看板④屋上広告搭⑤掲示板⑥立看板⑦電柱広告（添加
広告）⑧電柱広告（巻き付け広告）⑨バス広告⑩懸垂幕⑪気球広告（アドバルーン）⑫はり紙⑬のぼり旗 等

◆屋外広告物を設置するには原則として許可申請が必要です！

良好な景観の形成や安全・安心なまちづくりのため、広島県では屋外広告物の設置に関する基準を定めています。（※）

広告物を設置するには**原則として許可申請**が必要です。例えば、自分の所有ビルに看板を設置する場合でも、許可申請が必要になることもあります。

※ 広島市、呉市、竹原市、尾道市、福山市及び廿日市市は、独自に許可基準を定めています。この基準の内容については、各自治体のホームページなどをご確認ください。それ以外の市町については、広島県ホームページに掲載している許可基準に基づき手続きを行っています。

◆屋外広告物の設置までの流れ！

計画

- ・屋外広告物の設置を計画する。（店舗の看板など）

事前相談

- ・設置できない「地域」や「物件」、「広告物」があります。設置できる場合も大きさなどに制限があります。
- ・設置が可能か、許可申請が必要かなどについて、**広告物を設置する場所の市役所又は町役場に事前に相談する。**（例えば三原市内に広告物を設置する場合は三原市役所に相談。）

許可申請 (→許可)

- 《許可申請が必要な場合》
- ・広告物を設置する場所の市役所又は町役場に**許可申請書を提出し、市町長から許可を受ける。**（手数料が必要です。）

設置

- ・許可内容どおりの広告物を設置する。
- ・令和元年10月1日から一定規模以上の広告物については、**有資格者による安全点検の実施と点検結果の報告が義務付けられています。**

●許可基準の詳細、各市役所・町役場の担当課及び許可申請に必要な書類などは広島県のホームページでも確認できます。

広島県ホームページで『**屋外広告物 許可申請**』と検索してください👉